

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに

4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、対象の方に臨時福祉給付金または子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

対象の方には、6月下旬に申請書を郵送しましたので、期間内に手続きをしてください。封筒の色は臨時福祉給付金は緑色、子育て世帯臨時特例給付金はピンク色です。

公務員の方には、申請書の郵送はしませんので、勤務先からの案内をもとに、次の書

申請を忘れずに

類を添えて、期間内に手続きをしてください。

申請書類 ①申請書 ②児童手当(特例給付) 受給状況証明書(勤務先発行のもの)

③振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し) ④本人確認のできる書類(免許証などの写し)

※④の書類は、②の証明書に振込口座の記載がない場合や記載された振込口座以外の口座に振り込みを希望する場合に必要です。

受付期間 郵送 7月1日(火)～10月31日(金) 消印有効/窓

握する統計調査として5年ごとに実施されています。調査結果は国や地方公共団体の福祉行政、消費者行政など地域社会のために利用されます。

平成26年全国消費実態調査を実施します

調査員が皆さんのお宅に伺いましたら、ご協力をお願いします。

問合せ 企画政策課統計係 (内線2285)

農業集落排水処理施設の使用者の皆さんへ

農業集落排水処理施設使用料は、基本料金と人数割料金からなっています。使用人数が、変更(転入、転出、出生、死亡等)になった場合は、使

用料が変更になりますので、下水道業務課へご連絡ください。

なお、農業集落排水処理施設使用料は、連絡を受けた翌

月の使用分から変更(増額または減額)となります。問合せ 下水道業務課管理・計画係(鷺宮総合支所内/内線274)

年金コラム

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

●免除制度

第1号被保険者(農業、自営業者など)で所得が少なく、保険料を納めるのが困難な方に対し、保険料の全額または一部を免除することができ、制度です。免除は、申請を行い、日本年金機構が承認した場合に限られます。承認される基準は、申請者本人とその配偶者・世帯主の所得(前年)が、定められた所得額を超えていないことです。

手続きに必要なもの 年金手帳、印鑑、雇用保険受給資格証または離職票(失業による特例申請をする方のみ)、所得証明書(平成26年1月2日以降に転入された方のみ)

7月1日からの免除は、7月1日から申請できます。申請は毎年必要です。詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

免除の対象となる所得(前年)の目安	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
世帯員数				
4人世帯(夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

30日までの免除は、7月1日から申請できます。申請は、申請時点の2年1か月前までさかのぼることができません。申請は毎年必要です。

※前年に全額免除が承認された方で、引き続き免除を希望する旨の届け出をされた方は必要ありません。

※申請期間に対応する前年の所得が申告されていない方は申請できません。

免除期間の取り扱い 免除期間は、受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除を受けられた方は、免除後の納付額を納めないと受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度 30歳未満で国民年金保険料の納付が困難な方に対し、保険料全額の納付を猶予することができ、制度です。

7月1日から平成27年6月30日までの納付猶予は、7月1日から申請できます。申請は毎年必要です。詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

申請・問合せ 春日部年金事務所 ☎048・737・7112 / 市民課(総合窓口) 市民係(内線2663) / 各総合支所市民課(菖蒲・内線121 / 栗橋・内線215 / 鷺宮・内線126)